

発議案第1号

平成27年2月26日

市原市議会議長 竹内直子様

提出者	市原市議会議員	星野伊久雄	㊟
賛成者	市原市議会議員	塚本利政	㊟
	同	二田口雄	㊟
	同	山本茂雄	㊟
	同	今井定勝	㊟
	同	捧仁滋	㊟
	同	田尻貢	㊟
	同	山口勇	㊟
	同	大矢仁	㊟

#### 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

#### 記

- 1 市原市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

## 市原市議会委員会条例の一部を改正する条例

市原市議会委員会条例（昭和42年市原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育長」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた教育長の任期中における出席説明の要求については、改正後の第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 説 明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、改正しようとするものである。